

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月15日提出

石垣市長 中山義隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 議 案 番 号 議案第82号（令和6年9月17日議決）
- 2 当初契約年月日 令和6年9月17日
- 3 契 約 の 目 的 いばるまこども園新築工事（建築）
- 4 契約金額の変更
 - (1) 議決金額（当初）
393,800,000円（議案第82号（令和6年9月17日議決））
 - (2) 第1回変更後金額
421,124,000円（議案第66号（令和7年9月24日議決））
 - (3) 今回変更金額
430,562,000円
- 5 契約の相手方 石垣市字登野城671番地
株式会社 大進建設
代表取締役 石垣 進

令和7年12月11日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

いばるまこども園新築工事（建築）において、設計図書の一部変更に伴い契約金額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。